

## 立体駐車場内の物損事故で過失ゼロが認定された

## 交通事故

## 事案の概要

30代 女性 専業主婦

相談者は、ショッピングセンターに併設された立体駐車場内に自動車を駐車しました。

用事を終えて帰宅しようと立体駐車場内通路を下っていたところ、駐車するために、同駐車場内通路を上ってきた相手方自動車と両すくみのような状態になりました。

ギリギリのスペースを相手方が切り返しながら通り抜けようとしたところ、結局相手方車両と相談者の車両が接触してしまいました。

相談者は、自車の自動車の修理代を全額相手方に請求したいと考えましたが、相手方の任意保険会社の担当者からは、事故の状況に当事者双方で食い違いがあり、相談者にも相当の過失があるはずだと反論されてしまいました。

そこで相談者は、弁護士に相談することとなりました。

## 解決結果

当職が相手方保険会社と最初に交渉した時点では、当方にも相応の過失（3割程度）があることを先方は主張していました。

相談者から聴き取りをしたところ、事故の一部始終を目撃した**目撃者**がいて、相談者が連絡先を知っているとのことでした。

そこで当職から直接目撃者にご連絡し、目撃者が認識している事故の状況を聞き取りました。

目撃者の方からは、当方が主張したい事故状況に沿った内容を供述して頂けたことから、**陳述書の形式で書面をまとめ、署名押印して頂くことができました。**

そして、事故の状況について、上記陳述書を添えた当方の**意見書を作成し**、相手方保険会社に提出して再交渉を行ったところ、**当方の主張を認めて頂き、当方の過失はゼロ**ということで相手方保険会社と示談を完了することが出来ました。

## 担当弁護士からひとこと

双方の主張に隔たりがあり、水掛け論に終始してしまうところでしたが、本件においては事故の目撃者がいたこと、当方の主張に沿った供述をしていただけたことから交渉段階でありましたが、当方の意見書に沿った内容で、相手方の合意を取り付けることができました。